



## 皇帝フリードリヒ3世時代の国王裁判所：法制史的・法思想史的研究 [論文要旨及び審査の要旨]

著者	森 暁洋
発行年	2019-03-31
学位授与機関	関西大学
学位授与番号	34416甲第707号
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/00017022">http://hdl.handle.net/10112/00017022</a>

		[2]
氏 名		もり あきひろ 森 暁洋
博士の専攻分野の名称		博士（法学）
学位記番号		法博第18号
学位授与の日付		2019年3月31日
学位授与の要件		学位規則第4条第1項該当
学位論文題目		皇帝フリードリヒ3世時代の国王裁判所 ——法制史的・法思想史的研究——
論文審査委員		主査 教授 市原 靖久 副査 准教授 栗辻 悠 副査 名誉教授 岡 徹

## 論文内容の要旨

表記論文提出者（以下「提出者」という。）によって提出された博士論文「皇帝フリードリヒ3世時代の国王裁判所——法制史的・法思想史的研究——」（以下「本論文」という。）は、序・本論（第1章～第4章）・結語から構成されている。その内容は、以下のとおりである。

### 序

提出者の研究目標は、神聖ローマ皇帝フリードリヒ3世（在位1440-1493）時代の国王裁判所（国王宮廷裁判所及び国王カンマー裁判所）の実態解明であること、しかし、この目標を達成するためには、同皇帝時代の神聖ローマ帝国の状況を総合的に理解しておくことがまず必要であり、それが当面の研究並びに本論文の目的となった、と述べられる。

### 第1章 15世紀の神聖ローマ帝国

皇帝フリードリヒ3世時代の神聖ローマ帝国の状況について概観するために、まず、この時代における国制をめぐる動向が紹介され、次いで、同時代の改革文書の性質が論じられ、さらに、同時代に対する評価と年代記における歴史叙述との関係について考察が加えられる。

#### (1-1) 国制をめぐる動向

15世紀の神聖ローマ帝国における国制をめぐる動向について、提出者は、Laufs に依拠しつつ、次の諸点を確認する。すなわち、①国制改革と教会改革は一体と考えられていた。②コンスタンツ公会議（1414-1418）及びバーゼル公会議（1431-1449）において、クザーヌス、ディートリヒ（ニームの）、トーケらが帝国国制に関する改革を論じた。また、バーゼル公会議中に刊行された『ジギスムントの改革』も広く読まれた。③ニュルンベルク帝国議会（1438）では、ラントの平和や、諸身分間・

都市間の紛争を解決する裁判所制度の改革などが議論され、フランクフルト帝国議会(1442)では、ラント平和令が議決された。④ 皇帝フリードリヒ 3 世は、ニュルンベルク帝国議会(1466、1467)での議論を経て、帝国ラント平和令を公布したが、それでもなお帝国の無秩序状態は改善されなかった。⑤同皇帝の後を襲ったマクシミリアン 1 世のもとで開催されたヴォルムス帝国議会(1495)において、ついに永久ラント平和令の制定、帝室裁判所の創設、「平和と法の司掌」の制定、一般帝国税の導入、が議決された。

### (1-2)改革文書

提出者は、1495 年のヴォルムス帝国議会における決議事項はそこに至るまでの長い間の議論の積み重ねの上に成り立っているとの問題意識に立って、15 世紀初頭から 16 世紀初頭までの改革文書を取り上げ、Märtlの研究に依拠しつつ、その性質を次のように説明する。すなわち、①この時期に現れた改革文書は、形式内容ともに多種多様である。②改革文書の起草者たちは、専門的知識をもって依頼者に奉仕しえた学識ある人たちであった。③改革文書の価値を考える場合には、残存写本の多寡よりも、むしろ被献呈者の地位に留意すべきである。④改革文書の内容は現実的ではないと思われるかもしれないが、だからといって改革文書が帝国改造の実際の動向に役立たなかったと評価されるべきではなく、改革思想の巨大な貯水池とみなされるべきである。

### (1-3)歴史叙述家と年代記

提出者は、皇帝フリードリヒ 3 世とその時代に対する従来の否定的評価の起源を明らかにするという問題意識から、Kollerの研究を手がかりに、14 世紀及び 15 世紀の 3 人の歴史叙述家(レオポルト、エベンドルファー、ピッコローミニ)の生涯とその代表的な著作を紹介したのち、Kollerの研究に依拠して、同皇帝の人物像や彼と歴史叙述との関係について、次のように説明する。すなわち、①皇帝フリードリヒ3世の自筆メモから、彼が文書の利用を重視し、熱意をもって君主としての義務を果たそうとしていたことがわかる。②同皇帝は、荒唐無稽な起源説が含まれる 14 世紀の歴史叙述家レオポルトの『95 人の支配者たちのオーストリア年代記』を利用して、自らの統治の正統性を根拠づけようとした。③同皇帝は、レオポルトの年代記の改訂を計画し、その作業を、自らの顧問たる神学者・歴史学者エベンドルファーに命じたが、エベンドルファーがレオポルトの年代記の内容を積極的に肯定しなかったため、自らの宮廷秘書を務めていたピッコローミニ(後の教皇ピウス 2 世)にその作業を命じた。しかし、ピッコローミニもレオポルトの年代記の内容には批判的であった。④エベンドルファーとピッコローミニは、宮廷から離れた後も歴史叙述を続け、両者ともに『オーストリア史』を残すことになるが、両年代記中には、皇帝フリードリヒ3 世に対する批判的見解やその功績に対する故意の沈黙が含まれており、同皇帝の治世に対する否定的な評価は、こうした歴史叙述に影響を受けていると考えることができる。

## 第 2 章      ハインリヒ・トーケ

15 世紀の神聖ローマ帝国において、教会改革と国制改革が理念的に結びついていたこと、また、帝国改造や宗教改革は皇帝フリードリヒ 3 世の治世下ですでに始まっていたこと、を例証するために、改革論者ハインリヒ・トーケ(1395 頃-1454)が取り上げられる。トーケの経歴及び著作がまず紹

介され、次いで、トーケの教会改革論との関係において、聖地巡礼批判の問題及びトーケとヴィルスナック巡礼問題について論じられる。

#### (2-1) トーケの経歴ならびに著作

提出者は、Lehman、Hölzel、Boockmannの研究に依拠して、司教座聖堂参事会員としてのトーケの経歴、バーゼル公会議への出席とフス派との交渉、聖職者の教育や教会改革への取組などを紹介したあと、トーケの著作である『ラプラリウス』(15世紀半ば)について、キリスト教道徳哲学に関する内容を主とするが、そこにはローマ法大全及びカノン法 大全からの引用も多く含まれていることを確認する。そして、提出者は、今後の自身の研究課題として、『ラプラリウス』の本文においてローマ法大全やカノン法大全が条文が引用されている箇所について検討することを通じて、トーケの改革思想及びその具体的なプランを解明していきたい、と締めくくる。

#### (2-2) 聖地巡礼について

提出者は、オーラーらの説明に依拠して、キリスト教の聖地巡礼一般についてその概略を確認したあと、中世後期における聖地巡礼の特徴について、特に次の諸点を確認する。すなわち、①中世後期の巡礼地の成立及び発展には、聖体の存在と教会権力による贖宥の付与が必要であった。②それゆえに、聖地巡礼は、この当時の教会改革者によって批判され、のちの時代には宗教改革者によっても批判された。③ヴィルスナックは、まさに中世後期、多くの巡礼者が訪れ、広域的ないし地域的な重要性を持った場所であった。

#### (2-3) トーケとヴィルスナック

提出者は、まず、Boockmann らの研究に依拠して、1383年に赤く染まった聖体が発見されたとの報告に基づいてヴィルスナックが聖地とみなされ、巡礼者も増加したこと、翌年には、教皇ウルバヌス 6世によって巡礼者への贖宥符の販売も認められたこと、15世紀に入っても、聖地ヴィルスナックへの巡礼は衰えることがなかったこと、を紹介する。

提出者は、次いで、1451年のマクデブルク司教会議におけるトーケの演説を取り上げ、この演説に示されたヴィルスナック問題をめぐるトーケの見解を、Brumme に従って、次のように要約する。すなわち、トーケは、この演説において、聖血が附着しているとされた聖体の真正性や、奇跡目撃者たちの証言の信頼性について疑義を述べるとともに、キリスト教徒たちの霊魂を救済するために、偽りの聖体に対する崇拜の有効性を取り消すべきことを提案し、あわせて、巡礼者たちにとっての危険や近隣住民たちの利欲心への注意喚起も行った。

提出者は、最後に、帝国改造について 1495年が強調されるのと同様、宗教改革について1517年が強調される傾向にあるが、15世紀、とりわけ皇帝フリードリヒ 3世の時代に、トーケに見られるような、宗教改革の動きがすでに始まっていたと強調し、皇帝マクシミリアン 1世の時代はもちろんのこと、先帝フリードリヒ 3世の時代もまた、聖俗のさまざまな事柄にとって重要であったと認識すべきであろう、と指摘する。

### 第 3 章 神聖ローマ帝国の裁判制度

帝国改造を、神聖ローマ帝国における新たな最高裁判所たる帝室裁判所の創設(1495) に向けての取組として理解しようとする観点から、まず、帝室裁判所が創設される以前の国王裁判所の歴史が概観され、次いで、国王宮廷裁判所と国王カンマー裁判所をめぐる最近の論争が取り上げられる。

#### (3-1) 国王裁判所概史

提出者は、Zippelius に依拠して、カール大帝の改革法(769-775)から皇帝マクシミリアン 1 世による帝国宮内法院の創設(1498)に至るまでの国王裁判所の変遷を整理したのち、Zippelius の記述について、諸侯をはじめとする諸身分による国王裁判権の掣肘については詳細な記述がある一方、国王宮廷裁判所や国王カンマー裁判所そのものについての記述が少ない、と指摘し、次のような問題提起を行う。すなわち、①近年、ドイツにおいて国王宮廷裁判所や国王カンマー裁判所について新たな研究がなされているので、今後は、それらに依拠して、国王裁判所自体の構造や手続きの詳細を明らかにしていく必要がある。②帝国改造以前の国王裁判所の構造や手続きの変遷に、皇帝を輩出する王家の変遷が関係していないか注目していく必要がある。

#### (3-2) 国王宮廷裁判所と国王カンマー裁判所をめぐる議論

提出者は、ZHF の特集に依拠して、皇帝フリードリヒ 3 世時代の裁判制度をめぐる Koller と Diestelkamp の論争を、次のような論点を取り上げつつ、詳細に紹介する。すなわち、①国王裁判所が宮廷から分離されることは原理的に可能であったか、②国王のみならず国王宮廷裁判所もアハト刑を科すことができたか、③この時代に裁判記録の作成が定着しはじめたといえるか、④国王宮廷裁判所の裁判官に任命された法律専門家が判決発見の手續に参加したといえるか、⑤国王宮廷裁判所の活動停止と国王カンマー裁判所存続の理由を皇帝フリードリヒ 3 世の決断のみに帰してよいか、⑥皇帝フリードリヒ 3 世時代に国王カンマー裁判所の改革及び近代化が行われたといえるか。

以上の紹介を踏まえて、提出者は、歴史家である Koller は時代背景などにも留意して基本的には皇帝フリードリヒ 3 世の時代に国王裁判所の近代化がみられると考えているようであるが、法制史家である Diestelkamp はアハト台帳をはじめとする裁判関連史料の解釈を通じて当時の裁判手續に関する見解を導き出しており、現段階でどちらの見解が支持されるか判断を下すことは時期尚早である、と述べる。

### 第 4 章 国王カンマー裁判所とユダヤ人

皇帝フリードリヒ 3 世時代における国王カンマー裁判所の活動実態の一端を明らかにするために、同裁判所とユダヤ人の関係が取り上げられ、まず、当時におけるユダヤ人の法律上の地位が概説されたのち、実例として、レーゲンスブルク儀礼殺人事件が論じられる。

#### (4-1) ユダヤ人の法律上の地位

提出者は、Maurer に依拠しつつ、皇帝フリードリヒ 3 世時代に国王カンマー裁判所を紛争解決のために利用した当事者は、皇帝や貴族から市民・商人まで、多様な社会的地位に及んでおり、そのなかにはユダヤ人も含まれていたこと、皇帝フリードリヒ 3 世はユダヤ人の保護者であったから、ユダヤ人が国王カンマー裁判所を利用することも可能であったこと、を指摘する。

提出者は、また、当時ユダヤ人は権利無能力者として取り扱われていたが、皇帝によって保護特権を与えられる限りにおいて生命及び財産が保証されたこと、ユダヤ人は居住国の裁判所及び居住国が制定したユダヤ人法に従って裁かれなければならなかったこと、を指摘する。

#### (4-2) 国王カンマー裁判所とレーゲンスブルク儀礼殺人事件

提出者は、ポリアコフやシャーに依拠して、14 世紀末からユダヤ人追放令がドイツ各地で頻発されたことや 1475 年のトレント儀礼殺人事件などにふれたのち、レーゲンスブルク儀礼殺人事件を取り上げ、次の諸点を確認する。すなわち、① 1476 年にレーゲンスブルクで儀礼殺人の容疑をかけられたユダヤ人が逮捕された。② 皇帝フリードリヒ 3 世は、国王カンマー裁判所での訴訟を通じて、この事件に干渉した。③ 原告は皇帝フリードリヒ 3 世及び国庫出納官であり、被告はレーゲンスブルクの参事官及び出納官であった。④ コミッサールは 3 名であった。⑤ 訴訟物は捕らえられたユダヤ人たちについてであった。⑥ この裁判を通じて、皇帝は、たびたびレーゲンスブルク側やコミッサールたちに、ユダヤ人の保護ならびに釈放を命じた。⑦ それでも応じないレーゲンスブルク側に対し、皇帝は、1476 年 9 月 2 日に、刑事裁判権の剥奪にまで言及した。⑧ 1478 年 5 月 8 日にレーゲンスブルク側がユダヤ人の釈放を決定したようであるが、実際に釈放されたのは、さらに後になってからかもしれない。

### 結語

提出者の今後の研究課題として、以下の諸点が示される。すなわち、① 改革文書に関しては、改革文書の影響力、改革文書起草者と帝国内外の有力者との関係、献本の相手、改革文書起草者の公会議や帝国会議への出席の有無、を解明すること。② 国制改革と教会改革の理念的一体性に関しては、改革文書起草者たちの教会改革思想を解明すること。③ 皇帝フリードリヒ 3 世時代の時代状況に関しては、エベンドルファーの『オーストリア史』とピッコローミニの『オーストリア史』における叙述を確認すること。④ 国王宮廷裁判所及び国王カンマー裁判所の組織と手続に関しては、帝室裁判所の前史としての視点及び国王カンマー裁判所の活動実態の解明という両視点から解明すること。

最後に、本論文で扱われている諸問題について研究を深めることによって、皇帝フリードリヒ 3 世時代の国王裁判所についての研究が可能になる旨が再度強調される。

## 論文審査結果の要旨

本論文の審査委員である表記 3 名(以下「審査委員」という。)は、法学研究科が定める基準に基づき、本論文の審査を行った。その結果は、以下のとおりである。

## 1 評価すべき点

### 1.1 研究方法について

提出者が設定する研究目標は、皇帝フリードリヒ 3 世時代の国王裁判所の実態解明であり、提出者は、その作業を通じて、この時代の再評価を行いたいと考えている。しかし、本論文が直ちにその研究目標を達成しているわけではない。本論文は、むしろ提出者の研究目標を達成するために必要な準備作業ないし序説として、研究目標の達成に有効と考えられる複数の道程を明確に提示し、かつ、それぞれの道程において、研究目標の達成に至るための第一歩を着実に踏み出していることを具体的に示している点において、評価されるべきであるといえよう。

提出者は、本論文で、先行研究がその否定的評価のゆえに必ずしも詳述してこなかった皇帝フリードリヒ 3 世とその時代について、上記研究目標を見据えながら、伝統的な法制史学的研究方法を重視しつつも、決してそれに限定されることなく、広く法思想史的な研究方法をも援用した多面的アプローチを採用することによって、新たな理解を進めようとしている。

皇帝フリードリヒ 3 世時代の年代記に遡って同皇帝に対する否定的評価の起源を探ろうとする試み、トーケによるヴィルスナック巡礼批判を通してトーケの教会改革思想を確認しようとする試み、また、レーゲンスブルクの儀礼殺人事件を通じて当時の国王カンマー裁判所の活動実態の一端にふれようとする試みなど、一見すると、まとまりや関連性のない主題が扱われている印象を受けるが、こうした主題設定は、多面的アプローチを通じて徐々に研究目標に迫ろうとする提出者の研究方法に由来するものであるといえることができる。

明確な研究目標を措定したうえで、対象となる時代の総合的理解から出発しようとする、提出者の、複数道程からの多面的アプローチは、単一道程からの一面的アプローチに比べて、当然ながら、何倍もの時間と労力を要することになる。そして、その分、研究目標への到達が速やかには実現されにくいということにもなる。しかし、こうした多面的アプローチは、対象となる時代の時代状況や特質を研究目標との関連において把握するためには不可欠の方法なのであり、迂遠な方法に見えて、実はより高い精度で研究目標の実現を可能にする方法であると評価することができる。

### 1.2 学問的寄与について

提出者が本論文で扱う皇帝フリードリヒ 3 世とその時代に関わる主題は、ドイツでは新しい史料集が編纂されたり、新たな視角からの研究が現れてきている分野に属するが、日本ではいまだ研究の蓄積が進んでいない分野に属する。本論文で始めてその内容が紹介されるドイツ語文献も多く、本論文がサーヴェイ中心の論文になっているとしても、各主題について、内外の然るべき文献に基づいて論点整理を行ったうえで、最新のドイツ語文献をも用いて先行研究の到達点を明確化している点において、学界に裨益するところは大きいといえる。本論文の基礎となっている、提出者による七つの既発表研究ノート及び論文(『関西大学大学院 法学ジャーナル』91 号 [2016]、92 号 [2016]、93 号 [2017]、95 号 [2018] 所収)すべてが、『法律時報』の学界回顧(法制史)で、注目すべき成果として、コメントはないものの取り上げられている(『法律時報』88 卷 13 号 [2016]、89 卷 13 号 [2017]、90 卷 13 号 [2018] 所収)ことは、提出者による一連の研究がもたらす学問的寄与に対する学界の評価を示しているといえよう。

## 2 今後の課題

本論文において、提出者は、いずれの主題についても、主としてドイツの二次資料に依拠しつつ、先行研究の紹介や論点整理を主体とした論述を行っている。そのために、例えば、皇帝フリードリヒ3世時代の改革文書や年代記や裁判資料に関する一次資料(それらは中世ラテン語や初期新高ドイツ語で書かれている)の吟味が進んでいないなど、現時点では研究の深度が不足している部分もあるといわなければならない。提出者自身しばしば今後の課題としてこうした点に言及しているとおり、本論文で扱われている個々の主題は、今後、一次資料の本格的な検討をも踏まえて、さらに深く研究されなければならないといえる。

## 3 結論

本論文は、提出者が最終的に目指している研究目標をいまだ完全に実現するものではないものの、そこに到達するための確実な基礎となりうる研究として、現時点においてすでに、独創性のある高度に学術専門的な内容を有し、学問の発展に寄与するものと評価される。よって、審査委員は、本論文が博士論文に値する水準の研究成果であると認める。